

令和 5 年10月 2 日

大阪市条例第70号

大阪市金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税の課税の特例に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、法人の市民税の課税に関し大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号。以下「市税条例」という。）の特例を定めるとともに、その特例の適用に必要な金融系外国企業等の事業計画の認定等に関する事項を定めることにより、金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化を通じて本市内の経済の活性化を図り、もって市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 外国投資家 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）第26条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げるもの

イ アに掲げるものが株主又は社員の議決権（外為法第26条第 1 項第 3 号に規定する議決権をいう。以下同じ。）の全部を直接に保有している会社

ウ アに掲げるものが出資の金額の全部を占める組合等（外為法第26条第 1 項第 4 号に規定する組合等をいう。以下この号において同じ。）又は業務執行組合員（同項第 4 号に規定する業務執行組合員をいう。）の全部を占める組合等

エ 外為法第26条第 1 項第 1 号に掲げる者が役員（同項第 5 号に規定する役員をいう。以下同じ。）又は役員で代表する権限を有するもののいずれかの全部を占める法人その他の団体

(2) 金融系外国企業等 本市の区域内において資産運用業等を営み、又は営もうとする法人（法第294条第 1 項第 5 号に規定する個人及び同条第 8 項の規定により法人とみなされるものを含む。以下同じ。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 法第292条第 1 項第 3 号イに規定する内国法人であって、次のいずれにも該当するもの

(イ) この条例の施行の日以後に設立されたこと

(ロ) 設立の日以後本市の区域内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を継続して有していること（当該事務所等を有することが会社法（平成17年法律第86号）その他の法

律の規定により登記すべき事項が記録される帳簿又はこれに準ずるもの（以下「登記事項証明書等」という。）で確認することができる場合に限る。）

(㊦) 次のいずれかに該当すること

A 当該法人が会社であって、外国投資家はその株主又は社員の議決権の全部を直接に保有していること

B 当該法人が会社以外のものであって、外国投資家が出資の金額の全部を占めていること又はその構成員の全部を占めていること

C 外国投資家（外為法第26条第1項第1号に掲げる者に限る。）が当該法人の役員又は役員で代表する権限を有するもののいずれかの全部を占めていること

イ 法第292条第1項第3号ロに規定する外国法人であって、次のいずれにも該当するもの

(㊦) この条例の施行の日以後に新たに本市の区域内に事務所等を設置していること（当該事務所等の設置の日より前に法の施行地に事務所等を設置していたことがある場合を除く。）

(㊧) (㊦)の設置の日以後本市の区域内に事務所等を継続して有していること（当該事務所等を有することが登記事項証明書等で確認することができる場合に限る。）

(3) 資産運用業等 次に掲げる事業をいう。

ア 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業

イ 金商法第28条第2項に規定する第二種金融商品取引業（金商法第29条の5第2項及び投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第196条第2項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務を含む。）

ウ 金商法第28条第3項に規定する投資助言・代理業

エ 金商法第28条第4項に規定する投資運用業

オ 情報技術を用いた革新的な金融サービスを提供する事業として市規則で定めるもの

（事業計画の認定）

第3条 金融系外国企業等は、その営もうとする資産運用業等に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを令和8年3月31日までに市長に提出して、その事業計画が適当である旨の認定の申請をすることができる。

2 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 資産運用業等を実施する者に関する事項

(2) 資産運用業等の内容

(3) 資産運用業等の実施期間

(4) 事業計画の実施に伴う労務に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

3 前項第3号に掲げる実施期間（以下「事業実施期間」という。）は、2年を超えないものとする。

4 市長は、第1項の認定の申請があった場合において、金融系外国企業等が資産運用業等を行うために金商法第29条の登録その他法令に基づく行政庁からの許可、認可、免許その他これらに準ずる処分（以下「許認可等」という。）を受けていること又は法令に基づく届出その他これに準ずる手続（以下「届出等」という。）を行っていることが必要な場合にあつては当該許認可等を受け、又は当該届出等を行っており、かつ、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

(1) 資産運用業等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

(2) 前号に掲げるもののほか、市規則で定める要件に適合するものであること

5 前項の規定にかかわらず、第1項の認定を受けようとする金融系外国企業等が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、同項の認定をしてはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（以下「風俗営業等」という。）を本市の区域内において営んでいること

(2) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）（法第294条第1項第5号に規定する個人にあつては、同条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団密接関係者）であること

(3) 第1項の認定を受けたことがあること

(4) 市税の滞納があること

6 市長は、第1項の認定をしようとするときは、あらかじめ大阪市金融系外国企業等事業計画認定等審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。

（事業計画の変更）

第4条 前条第3項の規定にかかわらず、同条第1項の認定を受けた金融系外国企業等（以下「認定法人」という。）は、次項の認定を受けて、事業実施期間を、1回につき2年以内かつその開始の日から10年を超えない範囲で延長することができる。

2 認定法人は、前条第1項の認定を受けた事業計画（この項の規定による変更があつたときは、当該変更後のもの。以下「認定事業計画」という。）の変更をしようとするときは、市規則で定めるところにより、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。ただし、市規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 前条第4項及び第5項の規定は、前項の認定の申請があつた場合について、同条第6項の規定

は、認定事業計画に係る資産運用業等（以下「認定事業」という。）の内容の変更又は事業実施期間の延長に係る前項の認定の申請があった場合について、それぞれ準用する。

（認定事業の開始）

第5条 認定法人は、認定事業を開始したときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出て、その確認を受けなければならない。

（実績報告等）

第6条 前条の確認を受けた認定法人は、事業実施期間内の日を含む毎事業年度（法第294条第1項第5号に規定する個人に係る法人の市民税法人税割にあつては、計算期間。以下同じ。）終了後、市規則で定めるところにより、次に掲げる事項（当該個人にあつては第2号に掲げる事項、第11条又は第12条の規定の適用を受けることを希望しない旨を申し出た認定法人にあつては同号又は第3号に掲げる事項を除く。）を市長に報告し、第1号及び第4号に掲げる要件に適合している旨並びに第2号及び第3号に掲げる割合が適正に算定されている旨の認定を受けなければならない。

- (1) 本市の区域内において認定事業が実施されていると認められること
- (2) 法人の市民税均等割の課税の特例に係る認定法人が本市の区域内において実施する事業に占める認定事業の割合として市規則で定めるところにより算定した割合
- (3) 法人の市民税法人税割の課税の特例に係る認定法人が本市の区域内において実施する事業に占める認定事業の割合として市規則で定めるところにより算定した割合
- (4) その他市規則で定める要件に適合するものであること

2 市長は、前項の認定をした場合において、同項の認定を受けた同項第2号に掲げる割合を法人市民税均等割認定事業割合として、同項の認定を受けた同項第3号に掲げる割合を法人市民税法人税割認定事業割合として、それぞれ決定をするものとする。

（認定事業の廃止等）

第7条 認定法人は、認定事業を廃止し、又はその全部を譲渡しようとするときは、市規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 認定法人が認定事業を休止したとき又は認定事業を休止した認定法人が当該認定事業を再開したときは、市規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出て、その確認を受けなければならない。

（報告の徴収）

第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、認定法人に対し、その認定事業に関する必要な報告を求めることができる。

（立入調査等）

第9条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、当該認定法人の事務所等その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業計画の認定の取消し)

第10条 市長は、認定法人が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、事業計画の認定を取り消すことができる。

(1) 金融系外国企業等に該当しなくなったとき

(2) 第3条第1項の認定の日から1年以内に認定事業を開始していないとき

(3) 第3条第4項に規定する要件のいずれかに適合しなくなったとき

(4) 第3条第5項第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当することとなったとき

(5) 第7条第1項の規定による届出があったとき

(6) 第8条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

(7) 関係法令の違反その他著しく社会的信用を失墜させる行為をしたとき

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が事業計画の認定を取り消す必要があると認めるとき

2 市長は、前項第3号の規定により事業計画の認定を取り消そうとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

(認定法人に対する法人の市民税均等割の課税の特例)

第11条 認定法人（法第294条第1項第5号に規定する個人を除く。以下この条において同じ。）が第6条第1項の認定及び同条第2項の決定を受けたときは、認定事業を開始した日の属する事業年度終了の日の翌日から10年以内に終了する各事業年度（事業年度の途中で前条第1項の規定により事業計画の認定を取り消された場合にあつては、当該事業年度を除く。）の法人の市民税均等割に限り、第6条第1項の認定の対象である事業年度の翌事業年度に係る法人の市民税均等割については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 当該認定法人が当該事業年度の前事業年度において、認定事業のみを行う事務所等以外に本市の区域内に事務所等又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有しない場合 当該事業年度に係る法人の市民税均等割を課さない。

- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 法人の市民税均等割額の算出に当たり、当該事業年度の従業者数の合計数（市税条例第23条第1項の表第1号オに規定する従業者数の合計数をいう。以下同じ。）に当該事業年度の前事業年度における第6条第2項の決定を受けた法人市民税均等割認定事業割合を乗じて得た従業者数を、従業者数の合計数に算入しないものとする。

（認定法人に対する法人の市民税法人税割の課税の特例）

第12条 認定法人が第6条第1項の認定及び同条第2項の決定を受けたときは、認定事業を開始した日の属する事業年度終了の日の翌日から10年以内に終了する各事業年度（事業年度の途中で第10条第1項の規定により事業計画の認定を取り消された場合にあつては、当該事業年度を除く。）の法人の市民税法人税割に限り、第6条第1項の認定の対象である事業年度の翌事業年度に係る法人の市民税法人税割については、当該認定法人の法人税額（当該認定法人が法第321条の13第1項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の規定により分割した当該認定法人の法人税額のうち本市に係る部分に限る。次項において同じ。）を認定事業に係る部分と認定事業以外の事業に係る部分に分割し、そのうち認定事業に係る部分について、法人の市民税法人税割を課さない。

- 2 前項の規定による分割は、当該認定法人の法人税額を当該事業年度の前事業年度における第6条第2項の決定を受けた法人市民税法人税割認定事業割合を用いて按分して行うものとする。

（法人の市民税の課税の特例に係る適用除外）

第13条 認定法人が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に定める事業年度に係る法人の市民税の均等割及び法人税割について、前2条の規定は、適用しない。

- (1) 法第321条の8第1項（法人税法（昭和40年法律第34号）第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）、第74条第1項、第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。）又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に適用される場合に限る。）の規定による申告納付の期限の日（以下この条において「申告期限」という。）前3年以内に、法第321条の11第2項の規定の適用を受けている場合 当該申告期限に係る事業年度
- (2) 申告期限前3年以内に、国税通則法（昭和37年法律第66号）第68条の規定による法人税に係る重加算税を課されている場合 当該申告期限に係る事業年度
- (3) 申告期限前3年以内に、法人税法第135条第1項、第2項若しくは第5項の規定の適用を受けている場合又は法第321条の8第49項の規定の適用を受けている場合 当該申告期限に係る事業年度
- (4) 申告期限において市税の滞納がある場合 当該申告期限に係る事業年度
- (5) 金融系外国企業等に該当しなくなった場合 金融系外国企業等に該当しなかった期間の属する事業年度

(6) 風俗営業等を本市の区域内において営んだ場合 当該風俗営業等を営んだ期間の属する事業年度

(7) 暴力団又は暴力団密接関係者（法第294条第1項第5号に規定する個人にあっては、暴力団員又は暴力団密接関係者。以下この号において同じ。）となった場合 暴力団又は暴力団密接関係者であった期間の属する事業年度

（法人の市民税の課税の特例の適用に係る添付書類）

第14条 第11条及び第12条の規定の適用を受けようとする認定法人は、法第321条の8第1項（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合に限る。）、第74条第1項、第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。）又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に適用される場合に限る。）の規定による申告納付に係る申告書に、第6条第1項の認定及び同条第2項の決定を受けたことを証する書面の写しその他市規則で定める書面を添付しなければならない。

（大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例との調整）

第15条 認定法人の第3条第1項の認定を受けた日の属する事業年度から事業実施期間の終了の日を含む事業年度の翌事業年度までの各事業年度に係る法人の市民税については、大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例（平成24年大阪府条例第105号）第12条及び第13条の規定は、適用しない。

（施行の細目）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則（令和5年11月1日施行、告示第1451号）

この条例の施行期日は、市長が定める。